（その１）

収支報告書

令和3 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　ふじたふみたけこうえんかい

1 政治団体の名称　藤田文武後援会

2 主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市三井が丘1-6-14-106

3 代表者の氏名　藤田　文武

4 会計責任者の氏名　藤田　文武

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	藤田　文武
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付
令 4年 5.17
大阪府選挙管理委員会

HC0248, R03年, R40517, , 100790

2198

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	26,854,548
（前年からの繰越額）	17,504,548
（本年の収入額）	9,350,000
支　出　総　額	1,896,840
翌年への繰越額	24,957,708

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	4,550,000	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	4,800,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	9,350,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	9,350,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	藤田 文武	300,000	R3/1/20	大阪府寝屋川市三井が丘1-6-14-106	衆議院議員	
2	藤田 文武	300,000	R3/2/2	大阪府寝屋川市三井が丘1-6-14-106	衆議院議員	
3	藤田 文武	600,000	R3/5/21	大阪府寝屋川市三井が丘1-6-14-106	衆議院議員	
4	藤田 文武	300,000	R3/7/28	大阪府寝屋川市三井が丘1-6-14-106	衆議院議員	
	小計：1,500,000					
5	東田 佑己	53,000	R3/2/16	大阪府寝屋川市高宮1-11-8	会社役員	
6	篠崎 信宏	5,000	R3/4/11	兵庫県三木市志染町東自由が丘2-180	会社員	
7	村上 世彰	1,500,000	R3/8/16	東京都渋谷区東3-22-14渋谷松原ビル7F	会社役員	
8	田邉 和宏	300,000	R3/8/16	大阪府寝屋川市成田東町39-25	会社役員	
9	渡邉 佳代子	20,000	R3/9/11	大阪府寝屋川市八幡台1-19	会社役員	
10	松村 孝	10,000	R3/9/14	大阪府寝屋川市仁和寺本町6-10-19	自営業	
11	大池 幸彦	10,000	R3/9/27	秋田県秋田市東通2-10-40	会社員	
12	柳生 眞喜男	30,000	R3/10/19	大阪府四條畷市南野1-3-5	会社役員	
13	乾 隆之	50,000	R3/10/28	大阪府大東市錦町18-12	会社役員	
14	竹中 嘉臣	100,000	R3/10/30	兵庫県川西市丸山台3-1-93	会社役員	
15	吉永 さとみ	100,000	R3/10/30	大阪府大阪市淀川区宮原1-16-28	会社役員	
	小計：2,178,000					
	この頁の小計	3,678,000				

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
16	石井 郁宏	30,000	R3/10/30	兵庫県宝塚市栄町1-1-9-1001	会社役員	
17	岸本 毅	12,000	R3/10/30	大阪府寝屋川市東香里園町21-5	会社員	
18	天野 公志	10,000	R3/11/6	大阪府寝屋川市香里本通町8-1-1601	会社員	
19	中井 健太	500,000	R3/12/20	大阪府守口市東郷通1-4-26	会社役員	
	この頁の小計	552,000				
	その他の寄附	320,000				
	合計	4,550,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	日本維新の会参議院比例区第25支部	300,000	R3/6/9	札幌市中央区南1条西5丁目17-2　プレジデント松井ビル12階	鈴木宗男	
2	日本維新の会国会議員団	1,000,000	R3/6/30	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
3	日本維新の会国会議員団	3,000,000	R3/10/14	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
4	日本維新の会参議院比例区第4支部	500,000	R3/11/2	茨城県取手市片町296	石井章	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	4,800,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1　経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	990	0	
小計	990	0	
2　政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,224,850	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	240,350	0	
イ 宣伝事業費	984,500	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	671,000	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,895,850	0	
合計	1,896,840		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	990				
	合計	990				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費 荷造発送費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	郵送代	240,350	R3/11/4	株式会社ビジネスソリューション	愛知県名古屋市中区金山二丁目1番4号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	240,350				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費 ネット関連費用	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ウェブデザイン及び動画作成費用	979,000	R3/11/4	池田育弥	東京都世田谷区羽根木2-17-11TRDフラット2D	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	5,500				
	合計	984,500				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費 市場調査費用	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	マーケティング費	671,000	R3/11/8	株式会社リ・コネクト	兵庫県西宮市郷免町3-28-504号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	671,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2022/5/17

政治団体の名称　藤田文武後援会

会計責任者の氏名　藤田　文武　藤田

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和４年５月１０日

藤 田 文 武 後 援 会
代 表 藤 田 文 武 殿

登録政治資金監査人　和田 浩秀
登 録 番 号　第１４５号
研修修了年月日　平成２０年１２月１７日

１ 監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、藤田文武後援会の令和３年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、藤田文武後援会の主たる事務所において行った。

２ 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収証等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３ 業務制限

藤田文武後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以 上